食品安全委員会

リスクコミュニケーション専門調査会第44回会合議事録

- 1. 日時 平成 21 年 4 月 27 日 (月) 10:00~12:10
- 2. 場所 食品安全委員会大会議室
- 3. 議事
 - (1) 三府省におけるリスクコミュニケーションに関する取組について
 - ・平成20年度の取組について
 - ・平成21年度の運営計画について
 - (2) その他
- 4. 出席者

(専門委員)

関澤座長、阿南専門委員、岡本専門委員、唐木専門委員、近藤専門委員、高橋専門委員、 多賀谷専門委員、田近専門委員、千葉専門委員、中村(憲)専門委員、山本(茂)専門委員、 山本(唯)専門委員、渡辺専門委員

(専門参考人)

中村(雅)専門参考人、中村(善)専門参考人

(食品安全委員会)

見上委員長、長尾委員、野村委員、廣瀬委員、本間委員

(厚生労働省)

北村情報管理専門官

(農林水産省)

大石消費·安全局消費者情報官補佐

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、角田勧告広報課長、酒井情報・緊急時対応課長、 小平リスクコミュニケーション官

5. 配布資料

- 資料1-1 平成20年度リスクコミュニケーションの取組について
- 資料1-2 平成21年度リスクコミュニケーション運営計画について
- 資料2 リスクコミュニケーションに関する取組について

(別紙1:食品安全委員会、別紙2:厚生労働省、別紙3:農林水産省)

6. 参考資料

- 参考1-1 意見交換会結果報告(体細胞クローン家畜由来食品のリスク評価について)
- 参考1-2 意見交換会結果報告(こんなこと聞いてみたかった、農薬のこと)
- 参考1-3 食品の安全性に関する人材育成講座を活用した意見交換会結果報告
- 参考1-4 サイエンスカフェ実施報告
- 参考1-5 平成20年度地方公共団体への講師派遣実施状況
- 参考1-6 食品の安全性に関する人材育成講座について
- 参考2-1 食品安全モニターからの報告について(直近2ヶ月分)
- 参考2-2 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(直近2ヶ月分)
- 参考3 平成20年度リスクコミュニケーション運営計画について
- 参考4 リスクコミュニケーション専門調査会 専門委員及び専門参考人名簿
- 参考 5 リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項 (平成 18 年 12 月 14 日食品安全委員会決定)

7. 議事内容

○関澤座長 予定の時間となりましたので、ただいまから第 44 回の「リスクコミュニケーション専門調査会」を開催いたします。

専門委員の皆様には御多忙の中、御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

本日は吉川専門委員、高浜専門委員、中谷内専門委員が御欠席で、13名の専門委員の皆さんと、 専門参考人の中村雅美様、中村善雄様に御出席いただいております。

食品安全委員会からは、リスクコミュニケーション専門調査会御担当の野村委員、見上委員長、 長尾委員、廣瀬委員、本間委員に御出席いただいております。 厚生労働省からは、食品安全部の北村専門官、農林水産省からは消費・安全局の大石消費者情報 官補佐に御出席いただいております。

事務局関係については、お手元の座席表を御覧いただきたいと思います。

本日の会議全体のスケジュールは、お手元の資料の議事次第にございますので、御覧いただきた いと思います。

まず、配付資料について、事務局の方から御紹介いただきたいと思います。

○小平リスクコミュニケーション官 おはようございます。それでは、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

議事次第の1枚紙、それから、座席表が入ってございます。

資料1-1「平成20年度リスクコミュニケーションの取組について」。

資料1-2「平成21年度リスクコミュニケーション運営計画について」。

資料2「リスクコミュニケーションに関する取組について」ということで、これは39回の専門調査会、8月19日にあったのですけれども、そのときに、それまでのそれぞれ関係府省の実施したリスクコミュニケーションの状況につきましては報告してきていたのですが、それ以降の専門調査会の場で御紹介する時間がございませんでした。8月以降の昨年度終わりまでのリスクコミュニケーションの取組みを資料2にまとめてございますが、資料1の内容と重複していますので、この資料2につきましては、配付にとどめさせていただきたいと思っている資料でございます。

それから、参考資料1-1、意見交換会結果報告ですけれども「体細胞クローン家畜由来食品の リスク評価について」。

参考資料1-2も意見交換会結果報告で「こんなこと聞いてみたかった、農薬のこと」。

参考資料 1 - 3 は、人材育成講座の受講生を活用した意見交換会の結果報告になりますが、表題には「『食品に関するリスクコミュニケーション【栃木】 - みんなで話そう!食の安全-』の報告」ということで書いてございます。

参考資料1-4「食の安全を科学する『サイエンスカフェ』実施報告」。

参考資料1-5「平成20年度地方公共団体への講師派遣実施状況」。

参考資料1-6「食品の安全性に関する人材育成講座について」。

参考資料 2-1、これも先ほどの資料 2 に付随するものでございますので、配付にとどめさせていただきたいと思いますが、直近 2 か月分の「食品安全モニターからの報告について」。

参考資料 2-2 「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等(平成 21 年 1 月分)について」、これも直近 2 か月分を配付させていただいております。

参考資料3「平成20年度リスクコミュニケーション運営計画について」。

参考資料4「リスクコミュニケーション専門調査会 専門委員及び専門参考人名簿」。

参考資料 5 「リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項(平成 18 年 12 月 14 日食品安全委員会決定)」を配付させていただいております。

配付漏れの資料等がございましたら、よろしくお願いします。

よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○関澤座長 ありがとうございました。

それでは、最初の議題ですけれども「(1) 三府省におけるリスクコミュニケーションに関する取組について」のうち「・平成 20 年度の取組について」、資料 1-1 を用いまして三府省での取組みを御報告いただきたいと思います。

初めに、食品安全委員会事務局からよろしくお願いいたします。

〇小平リスクコミュニケーション官 それでは、平成20年度にどのようなことを行ったかという、 主要なことを御報告させていただいて、専門委員の皆様、また、専門参考人の皆様から、具体的に この辺りを変えた方がいいとか、アイデアを中心にいろいろ御意見等をいただければと思っており ます。

まず、資料1-1を使って説明いたします。同時に、参考資料1-1から参考資料1-6までを 参考として適宜使わせていただきます。

まず、資料1-1をごらんください。

「平成 20 年度リスクコミュニケーションの取組について」、特に食品安全委員会における取組み ということで御報告をさせていただきます。

まず、こういったリスクコミュニケーションを進めるに当たりましては、4府省でリスクコミュニケーションの担当官の連絡会議などを開催いたしまして、月2回程度開催しておりますが、関係府省で連携と調整を図りつつ推進を行ってきました。

1つ目としましては、意見交換会の開催ということがあるのですけれども、この専門調査会で御議論いただいて、意見交換会のガイドラインというものをつくっていただきましたので、それをできるだけ使いながら企画し、その後の振り返りをやっているということでございますが、食品安全委員会で主催または共催したものが次のページに載っておりますが、25件の意見交換会になっております。

内訳としましては、関係府省と連携して実施したものが 11 件、それから、食品安全委員会と地 方公共団体が連携したものが 11 件となりますが、内容としまして、いわゆるリスク評価の結果に 関係するような意見交換会のほかに、新たな取組みとしまして、消費者団体、全国消費者団体連絡 会、今日は阿南専門委員がお見えですけれども、そこと連携した意見交換会とか、あるいは人材育成講座を受講された方を活用して、どのような意見交換の場が設けられるか、あるいは小規模な場ということでサイエンスカフェなどを実施しております。これは適宜、やや詳しい説明をさせていただきたいと思います。

2ページ、3ページをお開きいただければ、その 25 件の内容となっておりますが、1番と3番は厚生労働省、農林水産省の方で体細胞クローン家畜の由来食品に関するリスク評価の依頼を受ける際に、どのようなリスク評価を依頼するかといったことで、東京及び大阪で実施されたものです。後でそれぞれの省庁から御説明もあると思いますので、この程度で省かせていただきたいと思っております。

あと、評価の内容に関するものといたしましては2番で、これは微生物を利用した食品の安全性 評価基準案についてのものでございます。

4番、5番はカドミウムの摂取についてのリスク評価の結果が出てきたときの意見交換会の実施 ということになっております。

また、最後の方の 24 番、25 番になりますけれども、これは先ほどの1番、3番を受けまして、 食品安全委員会でリスク評価を行ってきた評価結果の案につきまして、体細胞クローン家畜由来食 品のリスク評価の結果案を東京、大阪で、説明を中心に行ったものでございます。

そのほか、海外から外国人が見えられたときに、そのテーマに併せて意見交換会を設定したというものでは、7番は添加物について、10番は微生物について、15番はかび毒について、そして、21番はリスクコミュニケーションについて、それぞれ海外からの専門家がおいでになった際に、一般の方々も含めた意見交換の場を設定したというものでございます。

また、自治体と共催をしまして、幅広い意見交換の場を持つという面では、8番、9番、12番、13番、14番、20番といったところで、それぞれ地方自治体と共催をしまして、このような場を設けております。

それから、人材育成講座を受講された方を活用してどのようなことができるかということで、モデル的に取り組んだ内容としまして、6番の栃木県における内容。19番の大分県における取組み。 23番は岡山県における取組み。これは別途、参考資料で説明させていただきます。

また、新たな取組みとしまして、11 番になりますけれども「食品に関するリスクコミュニケーションーこんなこと聞いてみたかった、農薬のことー」ということで、関係府省と連携し、また、消費者団体と連携して、このような会を開いております。これも後で簡単に説明させていただきます。それから、小さな場で自由に議論をしていただこうということも含めて、17 番とか 22 番ではサイエンスカフェといった形で、科学的な内容をどうやってわかりやすく皆さんとお話をしようかと

いった取組みも行いました。

また、この表のほかに、9月 17~18 日には食品安全委員会と考えるということで、食品安全委員会も5年を迎えて、今後どのようにしていったらいいかということで、三田共用会議所で「食のグローバル化・みんなで守ろう食の安全」といったことでパネルディスカッションをしたといった取組みもございました。

それでは、主要なものにつきまして、簡単に御報告をさせていただきたいと思いますので、参考 資料の方を使って簡単に御報告をさせていただきます。

参考資料 1-1 は「体細胞クローン家畜由来食品のリスク評価について」で、これは評価結果案につきまして、説明、質疑応答を行ったものでございます。

「企画上のポイント」というものが一番下に書いてございますが、これをやる際には、この専門調査会で話していただいた意見交換会のガイドライン等を用いて企画を進めてきたところでございますけれども、① \sim ⑤ に書いてあるようなところを工夫してみました。

①は、説明と質疑応答の2部構成とする。

②は、科学的な内容はなかなか難しいという面がありましたので、多くの参加者が疑問に思うことをできるだけ取り上げたいということで「質問カード」を皆さんに配って、質問したい点を集めて、共通するものから質問を取り上げて答えていくようなことをした。

③としまして、食品安全モニターのお声、あるいは「食の安全ダイヤル」に寄せられた意見など、この体細胞クローン家畜由来食品の内容について、当時はいろいろ来ておりました。それらとか、あるいはインターネット上でいろいろと意見交換が体細胞クローン家畜のことについてなされておりますが、そういったものについて分析をしまして、皆さん、どのようなことが御心配なのかということを事前に分析して、どのような説明をしたらいいかということを考えたということでございます。

また、Q&Aや用語集も同時に配布して、できるだけわかりやすくできないか工夫しました。

それから、オブザーバーとしまして、厚生労働省、農林水産省の方にも参加していただいて、リスク分析の枠組みの中で、リスク管理にどのように結び付くかといったことも含めて、その場で回答できるような形にしたということでございます。

この参考資料1-1の2ページ目からは東京で行われたものですが、簡単に触れてみたいと思います。

3ページの下辺りは、どのような目的で参加されたかということで、多くの方々は、評価の内容 について知りたかったからといったところが多いと思います。

4ページ、そういった参加目的に対して、どの程度満足したかというところで、4ページの上に

ございます。「1. 充分満足した」「2. ほぼ満足した」、この辺りを足すと 63%程度になるかと思います。その程度の方が満足をされた。

一方で、満足しなかったという方が、その下の記述でもありますけれども「質問カード」に基づいて共通するような疑問に答えるというやり方をしましたので、個々の手を挙げて質疑に割く時間が少なくなったということがありました。そういう意味で意見交換の時間が少なかったとか、意見を聞く時間がないといった不満感が出ているのかもしれません。

5ページの中段で、Q3です。リスク評価の結果案の内容について、理解できましたかという辺りでは「1. よくわかった」「2. ほぼわかった」というところを合わせると 79%程度になっております。

8ページが大阪で実施した同様の内容でございます。

これも9ページのQ2-1、どういった目的で参加されたかという辺りは、内容等が知りたかったからという方が多い割合になっております。

それに対しまして、10ページの一番上で、どの程度満足されたかというところですけれども、1番と2番を足しますと、61.9%の方が満足していると答えています。東京の方では62.8%くらいですので、その程度の方が満足度を満たしたのではないか。

一方、満足できなかったというのは、下にも記述がありますが、内容が科学的でわかりにくかったといったお声が多いのかなと思っております。

11 ページで、Q3、内容について理解できましたかというところは「1. よくわかったと「2. ほぼわかった」という辺りを足すと 81%程度になりますが、東京会場で 79%、その水準くらいの方で理解できたといったものだったと思います。

続きまして、参考資料 1 - 2 をごらんください。これは関係府省連携で、そして、全国消団連と 共催で開かせていただいた意見交換会で「こんなこと聞いてみたかった、農薬のこと」でございま す。

これも1ページにありますように「企画上のポイント」ということで、あらかじめ工夫をしたというところがございます。

- ①として"消費者の疑問に答える"という構成をして、消費者団体との共催をいたしました。
- ②として、事前にホームページ等で疑問なり質問を受け付けて、寄せられた質問を取り上げるといった形で行いました。
- ③としまして、府省連携の下に生産者から地方自治体への取組み、または海外における状況など フードチェーン上におけるそれぞれの取組みとか、つながりがわかるようなパネルディスカッショ ンの形にしたということでございます。

④としては、当日使用した資料を今後も利用できないかということで、これは現在作業中でございますが、そういった意見交換会に使った資料を次のところでまた使えるような形で利用できないかということにも結び付けられないということで考えております。

この内容につきましては、今日は皆さん方のところにお配りしてある「食品安全」という季刊誌があると思いますが、これはリスクコミュニケーションの特集号になっておりますが、2ページを開いていただきますと、本当に簡単な概要が載せてございます。また左下の方には当日の進行役、ファシリテーターを務めていただいた阿南専門委員のコメントを載せていただいておりまして、こんな形で御紹介をさせておるというところでございます。

簡単にポイントだけ振り返ってみますと、参考資料1-2の4ページをお開きください。

参加された方の目的というのは、さまざまな目的があったと思います。Q2-1 辺りにそれがうかがえるかと思います。

それらの目的に対してどの程度満足できたかということであります。「1. 充分満足した」「2. ほぼ満足した」を足すと 54.8%程度にということになります。

「満足できなかった」という方は、記述のところにいろいろありますけれども、「掘り下げ方が足りなかった」とか、「質問の時間が足りなかった」とか、それぞれの自分の関心に応じて足りないものがあったということがお答えの中に入っているかと思います。

6ページの一番上、これは終わった後のアンケートですので、そういったリスクコミュニケーションを終わった後に「今後、ある野菜に、残留基準値を超えた農薬が残っていたことを知った場合に、消費者として、あなたはどのような対応すると思いますか。」といった後の行動に結び付くようなクエスチョンを若干入れてみました。

そうしましたら、しばらく買わないようにするという1番目の答えが2割ちょっと。「情報をもう少し収集してみようと思う」、ちょっと行動に結び付くような答えが37%。残留量とかに注意しながら健康に影響があるか考えてみようと思う。この辺りを目的としては目立つかと思いますが、4割くらいの方がこんなところに答えております。

実際の行動にどう結び付くか調べるのはこれ以上なかなか難しいので、終わった後こんな答えに なったという感じでございます。

8ページ、理解できましたかという辺りでは、Q3の1番「よくわかった」「ほぼわかった」という辺りを見ますと、77.9%くらいは、その内容については理解できた。

疑問を解消されましたかという問いに対しては、「十分解消された」「だいたい解消された」という数字を足し上げますと 61%ということで、こんな割合になってございます。

参考資料1-3を御覧ください。

人材育成講座を私どもが進めてきておりますが、そういったところを受講された方を実際の意見 交換とか、リスクコミュニケーションの場でどのように活用、御活躍いただける場がつくれるかと いうことを、幾つかの試みをやったものでございます。

参考資料 1 - 3 の 1 ページは、栃木県及び宇都宮市と共催しまして、皆さんで食の安全について何でもいいから話してみようという場所を設けました。

目的のところにありますように、小さなグループで参加者が話し合うということで、食の安全について理解を深める、情報の共有を図るといったことを目的とするとともに、②にありますけれども、人材育成講座で学んで、特にこれは進行役をうまく務めるために、横文字ではファシリテーターと言っておりますが、進行役をうまく務めるために開いた講座で参加された方を実際にグループディスカッションをするということを、この意見交換会の中に入れまして、そのグループディスカッションのグループの進行役を務めるような形で用いたということでございます。

流れとしましては、グループが幾つかできますので、そこの図にありますように、どんなテーマで話し合いたいか。自分たちが、食に関して、今興味があることとか気がかりなことを話し合って、自分たちが話し合いたいことをそのグループで決めていただく。その決めたテーマに沿って問題を解決するために自分たちは何ができるかなどを話し合って、最後にまとめ合いという面では何か重要と思ったかということを、最後に自分たちでもう一度発表してもらうという感じでございました。

1ページの一番下にありますように、Aグループから Hグループまでできましたが、それらのグループが話し合いたいテーマといったものが、ここに掲げられたようなことが出てきたところでございます。

2ページで、それぞれグループでどんなことをしているか。ファシリテーター役の方が立って進行するとともに、こんな丸い形で座りまして、もう一方、書記役の方が、出た意見を紙に書いていって見える形で皆さんのディスカッションを進めたといった形でございます。

こういった司会進行をやっている方が講座を受けられて、学ばれた方がこういうところで実際に やってみたということでございます。

4ページ、この意見交換会のやり方についてどの程度満足できるものでしたかという、ことが、 真ん中の問2の②辺りにありますけれども、「十分満足」「ほぼ満足」というものを足すと、81%程 度の数字になっております。

こういった方法をとりますと、グループの中でさまざまな意見の方がいるということに気づきながら、自分でどんなことが知りたいか、あるいは足りなかったかということもこういう場で持ち帰れるということもあると思います。

これを御紹介したときに、以前、岡本専門委員からもコメントがあったかと思いますが、そのグ

ループの中に正確な情報を提供するような人も当然いないと、わからない方同士で知らない情報で 不安感が高まるような、話し合いが出るのではないかという御指摘を受けました。

当時我々もこれを振り返ったときにそんな反省もございまして、それを受けて、8ページ、今度 は大分県の方で同じようなことをやってみましたら、このときにはグループでいろいろ話し合って いただく中に必ず1人、食品衛生監視員の方、基本的なことがわかっている方を入れて、適宜正確 な情報、それはこうなんですよということを出しながら話し合いを進めていただくという手法を取 り入れたものが、このやり方でございます。

14ページ、これは岡山県と厚生労働省と共催をして、添加物を取り上げて「もっと知りたい添加物」ということで行いました。

内容のところをごらんいただくと、基本的な内容に関する講演を短くしました。

(2) のところにありますけれども、グループに分かれていただいて、そのグループごとに進行役が付いて、今の講演を聞いて何が疑問だったか、もっと知りたいことは何かということをそのグループで話し合っていただきました。グループワークの様子は 15 ページにも載っておりますけれども、実際に皆さんからいろいろ質問カードを出していただいて、それを整理するという形でどんなことが聞きたかったか。自分たちのグループの中で整理をし、何が一番聞きたいかというのを点を付けながら順位付けをしてみました。上位の2つの質問を取り上げて、そのグループで聞きたいことは、上位2つはこうでしたということで、各グループ2つずつの質問を整理していただいたということでございます。

その整理をしていただいた質問に、もう一度講演した方が答えるということで、(3) になりますけれども、グループワークで出された質問や疑問に答えるという意見交換のやり方をいたしました。

このグループワークの中で、何が知りたいかということを話し合う過程で気づきとか、こちらの 方は知っているのだけれども、こちらの方は知らないという話し合いで、自分が知らなかったこと に気づくということが出てきて、そういう面で満足度も高いような結果になってございます。

17ページの下の方になりますが、問2の②辺りで、満足度を聞いておりますけれども「十分満足」「ほぼ満足」というものを足すと 79%程度になっております。

18ページの問3のところで、こういったやり方をどう思いますか。「評価する」「まあまあ評価する」というところを足すと、94%が評価をするということになっていて、やり方としては皆さんいいなと思ったやり方なのかなという感じがいたしました。

参考までに 23 ページ以降は、具体的に各グループからどういった質問が出てきて、それがどのように整理されたか、そして回答者がどのようなことを答えたかといったようなことが記載されて

おります。

参考資料1-4をごらんください。

「食の安全を科学する」ということで、「サイエンスカフェ」の方式を用いまして、小ぢんまりとした意見交換の場を設けました。

東銀座にあります群馬県の情報センターをお借りしまして、群馬県と共催でやるということであります。この第1回目には26名の方が集まられまして、小泉委員から「『安全な食べもの』って何だろう?」といったお話をしていただきました。30分くらいお話をして、あとは皆さんがわからないことを自由にディスカッションするという形でありまして、アンケートの結果はこの1ページに示されているような形でございます。

2ページに若干、写真も載せてありますけれども、打ち解けた雰囲気の中で自由に発言できるというようなところでは、違った雰囲気の中での話し合いができる。こういった内容で皆様方がどんなことをわからないか。感じているか。疑問に思っているかということを違った場で生かしていくということができるのかなと思っております。

3ページ、4ページ目は、その第2回目のところでして、「すべての物質は毒であり、薬である?」 というテーマについて同様のことをやったということでございます。

もう一度資料1-1にお戻りいただければと思います。

今、意見交換会に類するものとしまして、どのような取組みをしたかという主要な結果について 御報告をさせていただきました。資料1-1の1ページ、2番から引き続き説明させていただきま す。

食品健康影響評価等に関しまして、皆さんから御意見、情報の募集をするということで、リスク評価結果の案が出たときに基本的に 30 日間の意見、情報の募集を実施しております。 449 件ございますが、特に関心の高い案件等につきましては、1番で先ほど説明しましたように、説明等を目的とした意見交換会も同時に開催しているという連携を図っております。

3番目としまして委員等の講師派遣ということで、これは参考資料1-5にございますが、地方公共団体等から要請を受けまして、講師として、委員あるいは専門調査会の専門委員、あるいは事務局の職員を派遣してございます。専門委員の皆様の中には、御協力をいただいて地方公共団体等へ講師として行っていただいた方もおりまして、この場をお借りしまして感謝を申し上げたいと思いますが、こういった場におきましては、そもそもリスクとは何かとか、リスク分析の考え方とかそういったところも含めてお話しをできるということで、大変貴重な場であると考えておりまして、できるだけこういった場を活用して、さまざまな情報を伝えていきたいと思っております。

4番目としましては、食品安全モニターの方々を対象にして、理解や取組みを深めるための会議

を10回。

5番目としましては、そのモニターの皆さんから日常感じているような御意見等をいただきまして、それらの御意見等について関係省庁等とも連携しまして、お答えを作成し公表するという取組みをしておりまして、これは 385 件になってございます。

「食の安全ダイヤル」におきまして、受け付けたものとしましては、1,069 件。特によくある質問につきましては、Q&A としてホームページに載せるなどして、皆さんにわかりやすく答えを載せてということでございます。

7番目としましては、先ほど説明しました人材育成講座の活用の話をしましたけれども、実際に 人材育成講座として、「地域の指導者育成講座」、これは基本的な知識を身に付けていただくという ことで、15 か所。

それから「リスクコミュニケーター育成講座」としまして、進行役をうまくできるというファシ リテーターのタイプを8か所。

科学的な内容をもう少しわかりやすく話す能力をつけましょうということで、名前としましては インタープリターという形で言っておりますが、これを7か所実施しております。

参考資料になりますが、1-6で、それを簡単に御紹介したいと思いますが、1ページ、地域の 指導者育成講座ということで、基本的な内容を理解していただく、あるいはリスクコミュニケーションに重要な意見を聞くとか、自分の考えをまとめて話すといったクロスロードといった演習を使ってお話しするといった内容でございます。

2ページにあるように、15か所で実施をさせていただきました。

これを受けられた方の中には、これで 12 名になりますが、食品安全モニターさんもその中に含んでおりまして、こういったところでも連携を取っていきたいと考えております。

8ページ、何かの集まりのときに進行をうまくするというファシリテーターの能力を付けていた だくということで、実施したものでございます。8か所で実施をしております。

16ページ、これは科学的な内容をわかりやすく伝えるためにはどういうことに気をつけたらいいのかということで、インタープリターと呼んでおりますけれども、そういった能力を少しでも付けましょうということで、全体で7か所で実施をさせていただきました。

これは今年度初めての取組みということで試行錯誤の中で行いましたので、最初やった内容と、 最後にやった内容では大分違った内容になっております。

24 ページにありますけれども、「コメント」というところにありますが、第1日目の感想というところにちょっと書いてございます。当初徳島県とか北海道でやったときには、講義を中心に詰め込み式みたいな形になってしまいまして、アンケートの中では、ディスカッションの時間を欲しい

といったことが出てきました。

そんなことを受けまして、それ以降受講者の中でディスカッションを進めながら考えていくという、講座の内容も改善を図りつつ進めてきた内容でございます。

もう一度資料1-1に戻っていただきまして、4ページをお開きください。

8番ですが、昨年度消費者団体の皆さん、そして食品関連事業者の皆さんと、委員との懇談会、 意見交換の場を4回ほど設けさせていただきました。

9番目としまして食品安全委員会からメールマガジンを、第1回目から累積しまして、138回配信をしております。

特に緊急時の案件が起こったこと等により、緊急的に情報を出した場合、このメールマガジンを使いまして、臨時のメールマガジンを発信するということで、速やかに情報をお知らせするということを行いました。これはホームページの重要な情報というところに情報が載った際に、基本的には臨時のメールマガジンを発信して、そういったことを皆様にお知らせをするという取組みを始めたところでございます。

10番目としては、先ほど皆様のお手元に配ってあります 18号を含めて季刊誌「食品安全」を発行してございます。

11. ホームページ等の充実、特に緊急時の情報等の重要なお知らせなどを充実したりしておりますし、その内容につきましても、できるだけわかりやすくということを心がけて情報を発信する。

あるいは映像媒体としまして、DVD などを作成しまして、自治体の皆さん、あるいは消費生活 センター、モニターの皆さんというところに配っておりますが、「よくわかる!食品安全委員会」、 ここにお持ちしましたが、食品安全委員会の活動の内容を DVD にしまして配布をしてございます。

12. としまして食育関係でございますけれども、群馬県で行われました全国の食育大会における ブース出展をし、食品安全委員会の活動等につきまして広く知っていただく活動しました。

また、8月になりますけれども、全体で3回になりますが、小学校の5~6年生を対象とした「ジュニア食品安全委員会の開催」ということで、小学生の皆さんに来ていただいて、実際に委員の方々とお話し、クイズをしたり、委員との質疑応答をするといったことで、夏休みの期間中に実施してございます。

時間がかかってしまいましたが、主要な取組みの報告は以上でございます。

○関澤座長 多彩な取組みをいろいろ工夫されているということで、御報告ありがとうございました。細かいことですけれども 1 点だけ、参考資料 1-2 の 4 ページの回答欄で、Q 2-1 について「農薬について」というところが「農業について」となっているので、農業の安全性評価について知りたかったとかになっておりますので、後で直しておいてください。

それでは、続きまして厚生労働省からよろしくお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省の北村と申します。本日大臣官房参事官の塚原が出席予定でしたが、所用のため欠席となりましたので、私の方から御説明いたします。

資料 5 ページに、厚生労働省における取組みをまとめてございます。 1. (1) といたしまして「厚生労働省主催の意見交換会等」として、計 12 回の意見交換会と説明会を開催いたしました。 星印が付いておりますところは、他省庁及び消費者団体等と共催したものでございます。

1つ目が「体細胞クローン家畜由来食品」に関するものでございまして、こちらは農林水産省と 共催で、食品安全委員会に体細胞クローン家畜由来食品の安全性について諮問したことに関する説 明会でございます。

これは、体細胞クローンについてわかりやすく説明するということ目的といたしまして、我々行政の担当と研究者の方から、体細胞クローンに関する研究や国内外の状況、また、諮問をした背景について説明をし、意見交換を行ったところでございます。

2つ目の「特別用途食品の見直し」につきましては、健康増進法に基づきます特別用途食品制度 の見直しがありましたので、パブリックコメント中に、説明会を行ったものでございます。

次の「器具・容器包装、おもちゃの規格改正等」につきましては、これは改正が済んだ後なので すけれども、これらの規格改正内容について説明し、意見交換をいたしました。

次の「HACCPに基づく衛生管理」は、我々の方では現地視察型と呼んでいるのですけれども、 牧場と乳処理施設、厚生労働省で、HACCPに基づく衛生管理ということで、総合衛生管理製造過程の承認を行っているのですけれども、その承認施設を見学をしていただいて、その上で、施設の担当、我々行政と意見交換をするということで行いました。これは、施設を見ていただくものですから、企業の関係者の方には御遠慮いただいて、消費者を対象ということで行いました。施設を見学するので、人数も37人ということで少人数で行いまして、これにつきましては、本日出席されている岡本専門委員にも御参加をいただいたのですけれども、非常に小人数で、しかも消費者を対象としたので、消費者の生の声が聞こえたということで、我々としても皆さんがどういったことを考えているかということがよくわかりまして、非常によかったなと思っております。

次の「輸入食品の安全性確保」につきましては、これは毎年恒例で行っているものですけれども、 次年度の輸入食品の監視指導計画のパブリックコメント中に意見交換会を行っております。毎年2 か所で行っておりましたけれども、輸入食品に関する関心が高いので、昨年度は福岡を含めて3か 所で行っております。

最後の「健康食品」につきましては、健康食品一般ということで、特定保健用食品の制度ですとか、安全性に関する説明や意見交換を行ったということです。

全般的にアンケートを見ますと、パネルディスカッションですとか、意見交換の時間が短いという意見をいつもいただいておりますので、我々もなるべく長く取るようにはしているのですけれども、会場からの意見によりまして、すごく時間がかかってしまったりということもありますので、この点は改善すべきと思っております。

このほか、輸入食品の意見交換会の際のアンケートの意見といたしまして、企業の方からはもう 少し詳しい話をしてほしいということはあるのですけれども、一般の方から見れば少し難しいとい ったことで、ここも悩ましいところです。

意見交換会につきましては以上です。

6ページ、(2) として「関係府省及び関係都道府県主催の意見交換会等への参加」ということで、担当官を講演者、パネリスト等として派遣したということでございます。

「2.情報の発信」ということで、「ホームページによる情報発信」は、厚生労働省の方でもホームページにつきましては、なるべく見やすくしようということで、全省的に改善をしているところです。

「(2) パンフレット等の作成・配布」でございますけれども、本年度につきましては、改訂も 含めまして、以下のようなパンフレットを作成・改訂いたしました。

3つ目のポツに、「これからママになるあなたへ食物について知っておいてほしいこと」という、 妊婦向けのパンフレットを作成いたしました。こちらにつきましては、マタニティーマークといい ますものがかなり普及しておりますので、そのデザイナーの方にお願いをしてシリーズということ で、妊婦の方にも怖がらずにわかってもらえるということを目的として、わかりやすいパンフレッ トをつくりました。そのシリーズで「家庭でできる食中毒予防6つのポイント」というものをつく ってございます

7ページ「3. 意見募集(いわゆるパブリックコメント)の実施」ということでございます。

「食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部改正」、これは添加物や農薬の規格基準策定の際に行っているものでございます。

「輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン)(案)」についてパブリックコメントを行いまして、41件ほど意見がございました。先ほど意見交換会のところでも説明いたしましたけれども、「平成21年度輸入食品監視指導計画(案)」について、これは36件ほど意見がありました。まとめまして、46件の意見募集を実施したところでございます。

これらの意見でありますとか、当方の考え方というものはすべてホームページで公開してございます。

「4. 関係府省との連携・消費者団体との交流の促進」ということで、4府省連携してリスクコ

ミュニケーションを行っているということと、消費者団体等が開催する勉強会等にも出席しているということを記載してございます。

「5. 食品の安全性に関する情報提供のあり方懇談会」でございますけれども、昨年度、リスクコミュニケーションを推進するに当たりまして、行政の方からどのように情報提供すればいいかということについて御意見をいただくために、こういった懇談会を設けました。

平成 20 年 7 月にこれを立ち上げまして、3 月まで4回にわたりまして、関係者との意見交換を 行いまして意見を取りまとめたところでございます。

この意見のまとめにつきましては、現在取りまとめ中でございますけれども、主な意見といたしましては、まず行政からの情報提供の在り方ということで、日常的にメディアとの意見交換を行うことが必要ではないかということ。メディアを介した情報発信の在り方につきましては、誤った報道についてはすぐ指摘することが必要であるということですとか、これまでの新聞とかテレビといったメディア媒体以外のインターネットであるとかブログといった情報についても考慮する必要があるとか、消費者の立場を考えて情報提供することが必要だということ。消費者の方にも、正しい情報、新しい判断を把握できる能力を身に付けることが必要だといった意見をいただいているところでございます。

取りまとめましたら、ホームページ等に載せるとともに、これを用いまして、地方を含めたメディアの方との意見交換や、消費者の方との意見交換会を行いたいと考えているところでございます。

「6. その他」「リスクコミュニケーション担当者の研修」でありますとか、食育大会への参加のほか、「子ども霞が関見学デー」、これは昨年度から初めて行ったのですけれども、子どもに食の安全について学ぶ機会を設けたということと、食品安全委員会の食品安全モニターに協力しているということでございます。

簡単ですけれども、以上でございます。

○関澤座長 ありがとうございました。

それでは、農林水産省の方からよろしくお願いいたします。

○農林水産省 農林水産省でリスクコミュニケーションを担当しております大石と申します。 それでは、農林水産省における取組みについて御紹介させていただきます。

資料1-1、9ページになりますが、「農林水産省による取組」ということで一覧をお示ししております。

「1. 消費者等との意見交換会の開催」ということで、農林水産省では本当に多くの方から小さな方に集まっていただくような意見交換会まで広くいろいろやっておりますが、1. については本省の方で主に企画準備をして、多数の方に御参加いただいたようなものをお示ししております。

食品安全委員会、厚生労働省と連携したものを含めまして、合計 18 回実施しております。

今、食品安全委員会、厚生労働省の方から御説明のあったもの以外のもので農林水産省が独自に 行っているものについて若干御説明を差し上げたいと思います。

資料2の最後2枚ほどに、(別紙3)ということで、「農林水産省におけるリスクコミュニケーションに関する取組について」ということで、昨年の後半の実施状況をお示ししております。

「1 意見交換会等の開催状況」をご覧ください。「見て!聞いて!植物防疫 ~海外の病害虫から日本の農産物を守る~小さな虫みつけ! ~植物防疫感を体験してみよう~」ということで8 月に愛知県の中部国際空港で植物防疫について知っていただこうということで、夏休みという時期もございまして、大人の方向けの会、小学生の方を対象にした会の2部構成の会を開催しました。親御さんでも御参加いただけますし、大人の方だけでの参加も可能ということで企画をいたしました。

実際に植物防疫所の貨物の検査風景であるとか、実験室で病害虫を見つけるとことを見て体験していただいて、参加いただいた方からは日本ではこういうこともやっていたのかとか、大事なお仕事ですねということで非常によくわかった、満足したという評価をいただきました。

このほかに「御存知ですか?動物検疫 ~動物の病気を持ち込まないために~」ということで、 こちらは千葉県の成田国際空港で動物検疫所の紹介と意見交換の機会を設けました。

こちらは動物検疫所の係留施設、検査風景、海外から手荷物のお肉など持ってこられる際の検査 に威力を発揮しております検疫探知犬というものの、デモンストレーションの風景を見ていただき ました。海外からの手荷物の検査の重要さとか、動物検疫の必要性についても理解をしていただく 機会を設けました。

こちらも、普段はなかなか目に触れることができないのですが、大事なお仕事ですねということ で参加いただいた方には評価をいただきました。

食品に関するリスクコミュニケーションということで、こちらは「OIE コードの改正に関する意見交換会」というものを1月東京で開催いたしました。

国際獣疫事務局というところで5月に毎年総会が開かれまして、国際基準である OIE コードの 改正というものがなされております。日本として対処方針を検討するに当たって、消費者の方や関 係する方々にも御参加いただいて意見をいただいたという場です。

今回は BSE コードに関する改正案ということで、BSE ステータスにかかわらず貿易できる牛肉の月齢条件の変更、ゼラチン製造に関する原料の規定、豚コレラに関する改正案というものが OIE から示されておりますので、日本としてどういうコメントを出すかということで意見交換しました。意見交換を踏まえまして、既に OIE の方にはそれぞれの項目のコメントを提出して、ホームペー

ジにも掲載させてもらっております。

次のページに、「環境にやさしい病害虫の防ぎ方 ~農薬だけに頼らなくても病害虫は防げます ~」ということで、農林水産省の方でも進めております「総合的病害虫・雑草管理、IPM」という ものについて、大阪、新潟で意見交換会を開きました。

これは IPM の推進だけにとどまらず、日本で農作物をどういうふうに作っていくのかということで、生産者の方が多数参加という形に結果的にはなってしまったのですが、参加いただいた消費者の方々からも、生産者の取組みについて、こんなに努力されて農産物を作ってもらっているんだということが非常によくわかったという感想がありました。会場には、農作物、防除器具、実際に取組んでいらっしゃる生産者や自治体の方のパネルも展示し、参加者により説明してもらうことで理解が深まっり、非常によい場であったと感想いただき、企画した私たちは満足しております。

下に参考としまして「子ども霞が関見学デー」ということで、農林水産省の方でも、「食品安全こども会議」と名付けまして、昨年も実施したのですが、今年は「食中毒に気をつけろ」というテーマで紙芝居を職員で行いまして、非常に小さなお子様とお母様方に参加いただきました。普段は意見交換会には来ていただけないような本当に子育て中のお母様方と食品のことについて意見を交わす機会を設けられまして、非常によかったと思っております。

「消費者の部屋特別展示」ということで、農林水産省では北別館1階に消費者の方々に自由に出入りしていただけるように展示ブースを設けております。こちらの方で「安心して食生活を送るために皆で参加して意見を交換するリスクコミュニケーション」という週を設けました。その展示の期間は、農林水産省、食品安全委員会、厚生労働省によるいろいろな地域での取組みについても御紹介をして、自由に来場いただいた方にはディスカッションをしていただけると場を設けさせていただきました。

来場者数は 223 名と、ほかのテーマによる展示に比べると若干少ないのですが、なかなか濃密な 意見交換ができる場であると思っております。

これ以外に地方農政局、地方農政事務所ということで、毎年1つのテーマで全国の農政局で実施 しおります意見交換会がございまして、昨年度は「信頼への一歩は入出荷記録から ~食品のトレ ーサビリティに関する意見交換会~」というものを全国9か所で開催いたしました。

こちらも食品事業者の参加がやはり多くなってしまったのですが、参加いただいた消費者の方々からは、やはり食品の安全を守るということでは、トレーサビリティも大事な一因ということで、理解をすることができたという評価をいただきました。

それでは、資料1-1に戻っていただきまして、「地方農政局等における意見交換会等」ということで、今御紹介いたしました食品トレーサビリティのほかには、全国の地方農政局、農政事務所

では本当にいろいろな活動をしております。地域の消費者団体、自治体の方から呼ばれ、シンポジウムや意見交換会等で1,572回。パネリストや講師の派遣ということで3,099回実施しております。

10ページ「2.情報の提供」としまして、地域のネットワークを活用した情報提供ということで、 食品の問題や事故等が発生した場合には、日頃お付き合いさせていただいております一般の方々、 消費者団体の方々へのファックスやメールなどによる情報提供を行っております。

2番としまして、ホームページを通じて関係者に情報提供ということで、こちらも食品の問題、や事故、特に気をつけていただきたいようなことがありますと、農林水産省の特に注目すべき事項ということで、前面に特別項目を設けて情報提供するように努めております。特に阿南事務局長から前回の事故米のときに、農林水産省の情報の提供の仕方が非常にわかりにくいという御指摘をいただきまして、昨今はいろいろ各局で努力をしているところでございます。

ちなみに一昨日、豚インフルエンザに関しても、トップページに、特に注目すべき項目ということで、関連情報を集めて情報提供させていただいておりますので、是非ともごらんください。

3番目、メールマガジン「食品安全エクスプレス」というものを、土・日曜日、祝日以外毎日発信しております。現在1万5,171件くらい情報提供させていただいております。こちらを食品安全委員会同様、何か事故、事件などがあるときには緊急速報ということで、瞬時に情報提供するように努めてあります。

内容は本当にシンプルなものばかりなのですが、非常によくわかりやすいということを最近よく 多方面からおほめをいただいております。

そのほか「3. その他」としまして、意見・情報の募集(パブリックコメントの実施)ということで、食品の安全や家畜衛生、植物防疫等に係る規制の設定または改廃の内容について 38 件。

関係行政機関との連携ということで、担当者会議も開いておりますが、それ以外に何か相談があれば密な連携を図っているところです。

以上です。

- ○関澤座長 どうもありがとうございました。非常に多様な取組みがなされているということは、おわかりになったと思いますが、議題が「三府省におけるリスクコミュニケーションに関する取組について」、平成 20 年度の取組みとなっておりますので、今日御紹介いただいた資料についての御質問を最初にしていただいて、昨年度全般についての御議論もお願いできればと思います。最初に御質問等ありましたらどうぞ。
- ○唐木専門委員 食品安全委員会の報告で質問を1つしたいのですが、食品安全モニターにアンケート調査をやったのか、ここには書いてありませんけれども、これは確かやりましたね。
- ○小平リスクコミュニケーション官 やっています。

○唐木専門委員 モニターアンケートについて前にも一度御意見を申し上げたのですが、かなりいろんな問題がある。どういう問題かというと、これは汚染物質、農薬、抗生物質、微生物その他 8 項目挙げて、あなたはこれらに対してどのくらい不安ですかと聞いている。「とても不安」「ある程度不安」を合わせると、どれも 60%~80%、農薬のでは 90%不安となっている結果が毎年出ています。

これは何が問題かというと、実際に被害者が出ている有害微生物、いわゆる健康食品も 2001 年、 2002 年には被害者が出ましたが、そういうものと、非常によく管理されていて、健康被害が出ていないもの、例えば添加物などを一緒に並べてある。これを見た人は、みんなこれは危ないんだというふうに思い込んでしまうという御指摘は前からあったのですが、この辺のところについて食品安全委員会が誤解を招くようなアンケートをするというのはかなり問題があるというふうに思います。

何故 9 割の人が農薬が怖い、8 割近い人が添加物が怖いかというと、これは知識の調査になっているにすぎないわけです。どこかでそういう知識を得ているからアンケートに怖いと書いている。しかし、実際に買い物に行って添加、無農薬を買っている人はほとんどいない。ですから、行動と知識の差がある。このアンケートは知識の調査にすぎないということであって、この知識の調査を毎年することに何か意味があるのか。非常に大きな意味があれば別ですが、そうとも思えない。これまでの結果を分析して見て、あるいは反省してみて、これは来年の問題につながるのですが、今後どうするのかということは真剣に考えなくてはいけない問題だと思っております。

- ○関澤座長 御質問というか御意見ですが、いかがでしょうか。
- ○角田勧告広報課長 御指摘のモニターに関する課題調査は、年に2回行っております。御指摘の あったものは毎年6月に実施しているものでございまして、平成 15 年度の調査以降は毎年同じよ うな調査項目でこれまで調査をして来ているというものでございます。
- 6月でございますので、これから調査するというものでございますので、御指摘を踏まえまして、 どういった見直しができるかということを検討してみたいと思います。
- ○関澤座長 聞き手の側の工夫が必要だという問題かと思います。
- ○岡本専門委員 質問をお願いします。関係府省との連携ということで、話し合いを持たれている というお話をお伺いいたしました。月2回というのはかなりの頻度かなと思います。厚生労働省と 農林水産省と食品安全委員会はわかるのですが、環境省も入っているようですが、どんな連携があ るのか教えていただけないでしょうか。
- ○小平リスクコミュニケーション官 環境省の方は特に農薬の関係の方に来ていただいているのですけれども、例えば先ほど御紹介いたしました昨年実施した消費者団体と共催した農薬のときに

は、もう少し環境について、農薬はどういうふうに審査とか、しているのかということも出まして、 そのときに環境省の方からお答えいただいたのですが、食品より広くなるのですけれども、そういったところに及ぶと環境省も関わりますので、一緒に打ち合わせをしているという状況でございます。

○中村(憲)専門委員 唐木専門委員がおっしゃったことと同じことかと思いますが、例えば参考 資料 1-2の ADI のリスクコミュニケーションは関澤座長もおっしゃっているように、我々から するととても難しいところがあります。これはこれでいいテーマだと思いますので、一生懸命伝えるということで、満足度も高かったということでありますが、6ページを見た最後のところ、「今後ある野菜に」云々という質問が、このような最後のところでなされることは何ということであるのかと思います。ここで書くのであれば、そのロットにおいて、そういう値を超えて、原因はこうだけれども、どうだということであるならばいいですけれども、参考資料 1-1 の 4 ページ「科学は、安心感に結び付かない」という御指摘が消費者の方にあって、これはもっともだと私も思うのです。だから、リスクコミュニケーションを行うのであるのに、このようにせっかくいいテーマであるものを、最後のアンケートでひっくり返すような内容になっており、トータルとしてこのイベントはサイエンスの立場に立ったものかどうかという疑問を抱かせるような内容になっている。

唐木専門委員が今おっしゃいましたけれども、よくプレスに書いてあるように、添加物とか農薬に関する違反事件において、違反ではあるが健康には害はない、といったことを専門家が言っていますが、もとより添加物とか農薬の基準違反では害があるようなレベルには設定されていなくて、まさにこの ADI のテーマそのものでもあるわけです。

フードディフェンスという問題に対して考えたときに、いつも思うのですが、ADIにどれくらい近づけば、今のセリフは言えなくなるのだろうといつも自問自答するのです。つまり、ADIの値がありますね、その近辺に近寄れば近寄るほど今のように害はないという言い方はしにくくなり、インゲンとか、ギョウザのような事件ではまさに危険だと言わざるを得ないような農薬濃度でありました。残留農薬や添加物の基準は、もとより食中毒とかの実害レベルとは違う概念で決められているのだということをアピールすべきであります。このアンケートの表現についても同じような感じがしました。

○関澤座長 重ねての御指摘だと思います。何かコメントがございますか。

○小平リスクコミュニケーション官 確かに問2-4はそういう目で見ると確かにそうですね。一般的に多くの方々がそういう情報に接したときに不安に陥ってしまうということはあると思うので、そこのところはもう少しかみ砕いて、もう少し情報を見る行動が、自分として考えられるのかとか、量を考えて自分は安全性を考えられるのかという項目も含めて設問を設定してみたのですけ

れども、ロットにおいて出たときとか、条件をいろいろ付けていくとなかなか難しい面もあります ので、どういうふうな工夫ができるか、今度はこういう質問を設定する際にはよくその辺も考慮し て考えたいと思います。

逆にもし、いいアイデアがあれば、いただければありがたいと思います。こういったのはなかな か苦労する設問の設定なのです。

○中村(憲)専門委員 厚生労働省の方がおいでになるので言うまでもないのですが、1~2年前に、ある県のいちごで農薬が出たということでプレスをされてしまうと、その県のイチゴが一時的ではありますが、全部だめということになってしまうわけです。時系列の中で、まずそれはどこの農協のものであり、最終的には生産農家まで特定できるような情報で初めて具体的な排除に結び付くわけです。このことは、今言ったようにロットという問題になるわけです。例えばこのロットというのは、事故の内容と関係がありまして、運送中の汚染事故であれば、生産地のロットとは関係なく、車両内での汚染であれば運送ロットが問題になるわけです。

だから、いろいろケースがありますので、聞くならば具体的に聞いた方がいいのかなと思います。 ○関澤座長 ありがとうございます。小平リスクコミュニケーション官の方からもコメントがあり ましたが、皆さまからはいろいろ問題点や、お気づきのことがおありだと思いますが、食品安全委 員会をある意味で助ける意味で、ではどうしたらいいかということもお考えがありましたら、また 後ほど事務局の方へお伝えいただければと思います。

○高橋専門委員 今の参考資料 1 − 2 に関連するのですけれども、こういった幾つも、実績が報告されているのですけれども、対象者をどのように設定しているのかというところがよくわからないのです。参考資料 1 − 2 で言いますと、こんなことを聞いてみたかった農薬のことというふうに、一般消費者を対象にしているのかなと思っていたのですが、実際に職業のところを見ますと、消費者団体の方が 21%で、食品関連事業者の方、それから行政の方で、一般消費者の方が非常に少ないなという印象なんです。

そうすると、消費者対象というよりは、むしろ事業者、それは食品を提供する側が実際に聞いていて、先ほどから唐木専門委員も、中村(憲)専門委員も御発言のように、5ページの今後ある野菜云々ということも、一消費者としてなのか、事業者としてなのかというのも何だかよくわからない。

そういうことで、対象者をどういうふうに設定しているのか。していないのかという辺りを教えていただきたいと思います

○小平リスクコミュニケーション官 問題点の一つだと思っています。参考資料1-2の企画について1ページ目の上から4つ目「主な対象者」というのがあります。我々が企画するときには、消

費者を主な対象者として実施したいということで企画を進めてきたところですが、募集の仕方はオープンに、例えばホームページに掲載するとか、そういう形になりまして、この「食品安全」の 18 号の阿南専門委員のコメントにもありますけれども、消費者の参加が少なかったのは残念ですが、ということについてコメントいただいております。

そういう面では、もっと極端に、例えば消費者団体の方を対象に集めていただいて、それでやるとか、対象を絞り込んだやり方をもっと考えるとか、事前にもっと消費者団体の方々と協力して、事前に情報を下ろしていただいて、足りないところというか、余裕があったら、一般にホームページ等で参加を呼びかけるという極端なやり方と言ってはおかしいのですが、対象をきちっと認識した募集の方法なりやり方も考えていかなくてはならないなと思っております。

これは反省した点でございます。

○田近専門委員 地域の指導者育成講座、ファシリテーター、インタープリターと、何回かに分け て計画していらっしゃると思いますけれども、これのゴールをどこに置いているのかというのが私 にとってよくわからないところがあります。

例えば地域で既に活動していらっしゃる方、もしくは職場でいろいろなことをやっていらっしゃる方に、こういう技術を付けてもらって、更に普及してほしいのか。

さもなければ全く知識のない方に目覚めていただいて、関心を持っていただいて、地域の方に啓 発・普及して欲しいのか。どこにゴールを置いてやるのかわからないということ。

実際問題として、地域でこのような企画を立てて実際に普通の一般の市民がやるのは非常にハードルの高い面があります。例えば、消費生活センターなどに持ちかけても、年間の計画が既に決まっておりますし、企画書以前の問題で話を聞いていただく時点で、企画書までいかないです。それが実態です。

もう一つ、不思議だと思っているのですが、資料1-6のところで2ページのところに、参加人数で食品安全モニターだが12人となっております。

9ページのところで、ファシリテーターの参加者が、食品安全モニターの方、回数も少ないですけれども、急に4人に減っております。

最後のインタープリターに行きますと、食品安全モニターの方の参加者がないのですが、これは 何か理由があるんですか。

○小平リスクコミュニケーション官 前段の方のゴールをどういうふうにイメージしているかというところなのですが、食品安全委員会自身、ここにしか事務所がないものですから、地域の中で、例えば食品のリスク分析なり、リスク評価といった言葉が出てきたとき、ある程度知識を持って周りの方に、若干教えていただけるとか伝えていただけるとか、もう少し言うと、ちょっとした集ま

りを持って企画していただけるような、地域においてリスクコミュニケーションを担っていってい ただけるリーダー核となるような方を育てたいと思っております。

そういう面では、一般の方々がそういった安全性とかについて、知識を持ちたいとか、目覚めさせるということは、その方々に期待する役割になるかと思っておりまして、我々としてはそういった核になる方が育てられないかなということを、ゴールと言えるかどうかあれですけれども、対象としているところでございます。

こういう方々が、例えば消費生活センターとかに企画案を持っていって、いろいろな取組みをするというのは大変難しいということもわかっておりまして、その辺りはすごい悩みのところなのですけれども、実際これを進めていくに当たっては、都道府県等の地方自治体の方々と連携をして進めているということで、都道府県にある仕組みともうまく自治体の方で調整なり音頭を取っていただいて、受講された方々をうまく活用する仕組み、それぞれの自治体で違う仕組みがあると思いますので、そういうようなところとうまく連携が取れないかということで、地方自治体の方と共催をさせていただいているというところでございます。

我々ができるところは、そういう方々が何かをやりたいというときに、こういう資材が必要であればお届けするとか、我々が使ったパワーポイントなどを使いたいということであれば、その方に提供して、少し直して使っていただくとか、そういった素材をできるだけ提供していきたいというようなところは、一生懸命やりたいと思っているところでございます。

食品モニターとの関係ですけれども、地域の指導者育成講座というのは、基本的な知識を身に付けていただくという趣旨でございますので、ある程度幅広い方々に参加いただいているということで、平成 20 年度の例では食品安全モニターの方は、12 名御参加いただいたということになっております。

こういう知識を付けられた方が、更にファシリテーションとか、インタープリターとか、少し上の段階を目指していただきたいというイメージを我々は持っておりますので、そういう意味では、更にファシリテーター型で食品安全モニターの方が、4名になっているというのは、人数も少なくやっているので、そういう形になると思いますが、その地域でやるときには、食品安全モニターの方にお声をかけて、こういった講座をやりますよということをお知らせして、連携を取りながら進めているところでございます。

これはおわびをしなければいけないのですが、インタープリター型の中にも、食品安全モニターの方が来られておりましたが、この集計の中で抜けておりまして、数字をお示しできないという状況ですので、御参加をいただいております。ここはお詫びをしたいと思います。

○多賀谷専門委員 先ほどの岡本専門委員の御質問に似ているのですけれども、関連省庁との連携

という中で、多分この後唐木専門委員から御意見が出ると思うのですけれども、文部科学省との連携というのを考えられているかどうか。学校教育、家庭科教育というのは物すごく重要だと思うのですけれども、そこら辺を今後どういうことで考えておられるのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○小平リスクコミュニケーション官 一般的なお話でよろしいでしょうか。それでは、食品安全委員会の取組みから、少し御説明をさせていただきたいと思います。

先ほどの御説明の中では、食育の関係のところということになると思いますけれども、全国食育大会等におけるブース出展とか、子どもを対象とした「ジュニア食品安全委員会」というところにとざまっておりました。今年3月に食品安全委員会の改善に向けてということで取りまとめをいただいたのですが、その中ではもう少し学校教育の現場等との連携を強めていったらどうかということを取りまとめております。これは21年度の運営計画のところにも結び付くところですが、少し先走って御説明をさせていただきますと、21年度については学校教育との連携辺りにもう少し力を入れていきたいと思っております。

そういう面では、学校教育の場へのどのようなアプローチができるか。これはまだ試行錯誤の段階でございますけれども、例えばということで、教員の免許更新制度といったことが取り入れられておりまして、更新の時期を迎える教員の方は、一定の講習を受けなければならないということがございます。そういった講習は多くの場合大学でなされておりますが、大学で講習のための講座が開かれるときに、食品安全委員会の委員を講師として派遣しますので、中に食品の安全性に関する講義を入れて、実際に家庭科等を教えていらっしゃる先生が、基本的な知識とか情報に触れられる講義も加えてください。そこは我々としては一生懸命出かけていくようなことを一生懸命やりますからという PR をしています。これはホームページの中で、講師派遣というところをつくりまして、教員の免許更新研修へ講師を派遣しますという取組みを始めることにいたしました。

訪問学習とかにももう少し PR をしたいと思っておりまして、子供さんたちが食品の安全を学ぶために、委員会等を訪れたいという場合に積極的に受け入れて、学ぶ学習の中に、そういった場所を入れていただけないかとか、大学などで、例えば栄養士でありますとか、家庭科の先生等になる若者を育てている関係の学部等がございますが、そういった大学へ、例えば講師の派遣などもできますよといった情報を発信していきたいと思っております。

そんな取組みを重ねながら、もう少し教育の現場との連携を図っていきたいと思っております。 文部科学省との関係では、ときどき訪ねさせていただいて、今、私が説明したようなことをでき ないかということについては意見交換をさせていただいているのですが、特に文部科学省が音頭を 取っていうこともなかなかないですので、そういう取組みを我々としてやらせていただきますがと いったことで意見交換をさせていただいているという状況でございます。

- ○多賀谷専門委員 わかりました。
- ○関澤座長 議題の2にわたるような御意見が次々と出て、小平リスクコミュニケーション官が非常に丁寧にお答えくださっているのですが、時間的な制約もありますので、どちらかというと、議題の1に直接関係したことで、是非お願いしたいと思います。
- ○近藤専門委員 座長の気持ちはよくわかりますが、結果として来年どうするかという話になって しまうかもしれません。

ファシリテーターとインタープリターの違いを、どこにはっきりあるのかなというのが今わかりにくい。理解が難しい。

例えば、募集方法でも分けていらっしゃるのかどうか。田近専門委員がまさにおっしゃったよう に、募集のターゲットを見極めて、それぞれのターゲットに対して目標値をはっきりしているのか というのが、私の理解では十分ではなかったということが1つ。

高橋専門委員がおっしゃったことと同じなのですけれども、参考資料1-1と参考資料1-2ですけれども、一番わかって欲しいのは消費者なんですけれども、ふたを開けてみると業界とか専門家の方がいっぱいいるので、結果として、わかりましたかというと、わかりましたという答えになってしまうわけです。ですから、このギャップを埋めていかないといけないので、このデータを取るとしたら、消費者の方がどう言ったのか。人数は少ないですけれども、そういうクロス集計というか、そういうもので何かお示ししていただいた方が、消費者の方が理解できたのか、満足できたのかということがわかるような気がします。

例えば、参考資料1-2の5ページ、Q2-3の「全く満足できなかった」の方の意見の中に、 典型的なのは、下から6番目で、「関係者(自分も含め)が多く、本当に農薬のことがわからない 人の出席が少なすぎる」という結果になってしまうので、むしろ農薬の安全性についてこんなこと を聞いてみたかったということかテーマであれば、農薬のことを知らない人もしくは間違った情報 を持っている人が集まって来ることが期待値ですので、そういう方々がどうだったかというデータ があると、むしろ面白いという気がいたします。

それで、来年度の話になってしまって恐縮なのですけれども、大学生をターゲットにしたとか、最初のころに私が申し上げておりますけれども、コバンザメプロジェクトです。こちらが集めるのではなくて、既に集まって、いろんなイベントとか、何かあるので、そこをターゲットとして出かけて行って調べさせてもらうということが、非常にお手軽で便利で、人件費だけで済むので、そういうことをいろいろ工夫していただいたらいいのかなというふうに思います。

○関澤座長 御意見ということで、是非参考にしていただきたいと思います。食品安全委員会の今

の陣容とか、時間的な制約で、すべてには対応できないと思います。それにもかかわらずいろいろと工夫して取組みはなされている。特に対象別にどんな方を対象にするのかとか、何を目的にするのかということを、前に比べてより明確にしながら取り組んでおられるという点は評価できると思いますが、なかなかその実態と乖離があるというところだと思います。

最後に近藤専門委員がおっしゃったように、自分たちですべてやるのではなくて、ほかの人の力を借りる。本当にそうだと思うのですけれども、前から御提案しているように、地方公共団体とか、 食品関係のいろんな団体などに、むしろ働いていただいて、そこへ食品安全委員会がサポートに回るということも、是非考えていただければと思います

議題の1に関して、特にここで、是非ということがありますか。

皆さんから活発な御意見をいただいていたので、資料1-1に限ったことで、私の方から、2~ 3お願いしたいと思います。

資料1-1の2ページ目で「平成20年度リスクコミュニケーション開催状況」とありますが、 リスクコミュニケーションということはもっと広いことだと思いますが、実際にやっておられるの は、意見交換会とか説明会だと思いますので言葉の使い方をもう少し明確にしていただきたいと思 います。

会合の内容についても、会議名も説明会、意見交換会というのが、入っている場合と入っていな い場合があります。

もし、目的をはっきりさせるなら説明会は説明会でいいと思いますし、意見交換会は意見交換会 として的確にやっていただければと思います。

資料1-1の4ページ目、一番上で「消費者団体、食品関連事業者、地方公共団体等と委員との意見交換 4回」とありますが、これだけではよくわからないのですが、充実させるべきことのように思われますが、4回というのは定期的に、あるいは相手方の要望に応じておやりになったのかということを簡単に教えていただければと思います。

もう一つは、ここに特に御報告はなくて、補足的におっしゃったのですが、5周年記念行事とい うものをかなり盛大にやられたと思います。これもリスクコミュニケーションのためには重要な取 組みであったと思いますので、是非こういうまとめの中にきちんと入れていただければと思います。

まず、4ページの「消費者団体、食品関連事業者、地方公共団体等と委員との意見交換」というのは、どういう形でお取組みになっているかを教えてください。

○小平リスクコミュニケーション官 4ページのものは、私ども懇談会と呼んでおります。食品安全委員会の委員と、食品の安全に関係する団体と皆さんで懇談をやるというものでございまして、 この4回の内容は、消団連さんが1回、消科連さんが1回、食品関連事業者としましては、食品産 業センターの関係者の皆さんと1回、懇談会という形になりましたが、クローンの評価結果案が出るちょっと前になるんですが、消費者団体の皆さんだけを集めて、懇談会の中でそのテーマについて、少し説明会的になるのですけれども、懇談をしていただいたといった形になります。

これにつきましては、必要だからということでアプローチをする場合と、逆にこういうことがあるので懇談をしていただけますかという両方のことがあると思います。4回というのは少ないかもしれませんので、こういった関係者との意見交換の場をもっともっと考えていかなければいけないと思っております。

○関澤座長 ありがとうございました。活発な御質問、御意見、御提案も含めてありがとうございました。

時間もあと30分となってしまいましたので、議題の2の方に移らせていただこうかと思います。 「平成21年度の運営計画について」ということで、これの御説明は小平リスクコミュニケーシ

○小平リスクコミュニケーション官 それでは資料1-2につきまして説明させていただきます。「平成21年度リスクコミュニケーション運営計画について」ということで、Iは、食品安全委員会における取組みについて記載をさせていただいております。

これは3月26日に食品安全委員会において平成21年度の食品安全委員会の運営計画が決定されております。その中のリスクコミュニケーションに関係する部分を抜粋させていただいております。

「1 重点事項」でございますが、3月 26 日、同日ですけれども「食品安全委員会の改善に向けて」ということで、今後どのような改善を進めていったらいいかということが取りまとめられました。

このリスクコミュニケーション専門調査会におきましても、2回ほどこの原案をつくる際に御議論をいただいたものです。

そういった内容をできるだけ実現するような形で改善を進めていきたいと思っております。特に リスクコミュニケーションにつきましては、参加型の運営を目指すとか、参加者に理解度とか満足 度が得られるような形を進めていきたい。

更には、人材の育成を一層進めていきたいと思っております。

ョン官からお願いいたします。

情報発信につきましては、ホームページ、メールマガジン、季刊誌等の発行に加えまして、マスメディアを通じて正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供したいということで、「また」と書いてございますが、マスメディアの関係者が食品安全に関する理解を深めるための取組みということで、例えば、何かのテーマに絞って、記者の皆さんと勉強会をするとか、そういう形で工夫をしながら進めていきたいと思っております。

また、ホームページにつきましては、情報システムを変えるということが予定されておりますので、それに合わせて改定を進めたいということで、21年度の末にはホームページの新しいものをつくりたいという形で進めたいと思っております。

「2 リスクコミュニケーション専門調査会の開催」でございますが、おおむね1~2か月に1 回程度開催させていただいたらどうかということで、リスクコミュニケーションの改善に向けて、これは平成 18 年にとりまとめていただいた5項目について御検討いただいていますが、できるだけそこを終了するような形で議論を進めるとともに、ペーパー上の議論だけではなく、実際的な、このように私どもが何かをやるときにアドバイスをいただいたり、それをやったときに、こんな反省が出てきて、こういうところをもう少し考えたらどうかとか、そういった運営の仕方も考えられるのではないかと思っております。

2ページ「3. 意見交換会等の開催」でございますが、おまとめいただいたガイドラインをうまく利用して、意見交換会等を企画し、そして実施し、反省をしてまた改善を進めていくということで、多様な場の設定と参加型の運営を目指したいということでございます。

「4. リスクコミュニケーション推進事業の実施」としましては、特に人材育成の事業等の推進 事業でございます。

①としましては、指導者育成講座が昨年度で終了することになりました。いつまでも続けられないということと、一定程度基本的な情報を伝えるべき人のための講座は開かれたのではないかということで、その上に立って、ファシリテーションあるいはインタープリテーションの能力を付けていただくような講座に特化したいということでございます。

受講をされた方々を活用した、先ほど御紹介いたしましたが、意見交換会等のリスクコミュニケーションの場をモデル的にやっていきたいと思っております。

それから、食品安全に関する普及啓発活動など食育にも資する資材が何かできないかということで、今年度できれば中学生の事業などで使うような食品安全について基本的なことをわかっていただくような、何か小冊子みたいなものが、調査事業等も絡めてできないかなということをアイデアで考えております。

- 「5 全国食品安全連絡会議の開催」は、都道府県あるいは地方公共団体の方々との密接な連携、 あるいは情報の共有化を図るために、参加いただく方のニーズを踏まえて、どんなことを話したら いいかということを、テーマも含めて決定して実施していきたいと思っております。
- 「6 食品安全モニターの活動」でございますが、2年の任期となりますので、1年ごとに半数 のモニターさんが入れ替わるということになりますが、今年度は5月ころを目途に食品安全モニタ 一等、情報意見を図るためのモニター会議を全国で開催させていただき、開催に当たっては、今ま

で寄せられたこういった会議の改善についての意見等も踏まえて、よりよいものにしていきたいと 思っております。

それから、人材育成の講座との連携を一層進めるために、モニターさんに情報提供して参加いた だける方には参加いただくということを一層進めたいと思っております。

「7 情報の提供・相談等の実施」としまして、さまざまな媒体を用いた情報提供に努めるとと もに、わかりやすく迅速でということを心がけていきたいと考えております。

「また」というところにありますけれども、地方公共団体あるいは関係団体へもう少し情報提供に努めたいということで、ここでさまざまな食品の製造、安全性に関係するような団体の皆さんに、もう少しまとまった情報が提供できないかということで、連携も強めていきたいということを考えております。

先ほども少し言いましたけれども、メディアの方々ということで、「さらに」のところにありますけれども、報道担当記者等との懇談会に加えて、幅広いマスメディア関係者との間で意見交換を行うことなどによって、適時適切な情報の提供に努めたいと思っております。

これもプレスのことになりますけれども、こちら側から情報発信をしたときには、記者の皆さんにそういったことがわかるように、メール随時配信などを今行っておりますが、そういったきめ細かな対応するとともに、委員会側においてももう少しメディアへの対応能力の向上に努力していきたいと思っております。

こういった情報提供をする際に、食の安全ダイヤルとか、モニターさんからいただいた情報を関係機関と共有しながら、それを活用する形で使っていきたいと考えております。

4ページ「8 リスクコミュニケーションに係る事務の調整」でありますけれども、引き続き月 2回程度関係府省の担当者による担当者会議を開催する。リスクコミュニケーションを実施する際 には、必要な調整を行うということで連携を図っていきたいと思っております。

「9 食育の推進への貢献」でありますが、先ほどちょっと触れさせていただきましたので、省略させていただきたいと思いますけれども、学校教育等の連携に、どんなことができるかということで、もう少し取組みを始めたいと思いますし、夏休みにこちらで開催している子ども等を対象にした「ジュニア食品安全委員会」と言っておりますが、あれに類する取組みを今年度は地方で、同じ形にはならないかもしれませんが、子どもやその親を対象としたやり方で何かできないかということを模索したいと思っております。

以上でございます。

○関澤座長 それでは、厚生労働省の運営の取組みについて御紹介していただきたいと思います。 ○厚生労働省 それでは5ページを御覧ください。 こちらに「厚生労働省における平成 21 年度のリスクコミュニケーションに関する運営について (案)」ということで記載してございます。意見交換会の開催、情報の発信、意見募集、その他ということで分けてございます。

取組み自体の大きな柱としましては、これまでの取組みと大きく変わるところはございませんけれども、意見交換会の開催等に関しましては、関係府省や自治体等と連携しつつ、これまでのアンケート結果その他の意見を踏まえて、改善していきたいと考えてございます。

「2 情報の発信」では、ホームページにつきまして、これまで改善をして来ているところでございますけれども、まだ見にくいという意見も多々いただきますので、見やすくわかりやすい情報になるように改善をしていく予定でございます。

パンフレット等につきまして、わかりやすい食品安全に関しますパンフレットを作成・改訂する という予定にしております。

パブリックコメントにつきましても、これまでどおり確実に実施するということと、そのほか関係府省の連携でありますとか、消費者団体等との交流の促進、そのほか、研修や子ども向けの情報提供ということにも取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○関澤座長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省の方からお願いいたします。

- ○農林水産省 「農林水産省における平成 21 年のリスクコミュニケーションに関する運営について(案)」ということで、6ページにお示ししております。
- 「1 消費者等との意見交換会等の開催」ということで、食品安全委員会、厚生労働省及び農林 水産消費安全技術センターと連携しまして、全国各地で各種テーマに関する意見交換会を開催する ということを予定しております。

できれば御参加いただく方々のニーズ、御要望をできる限り企画の段階からご相談するということを今回は生かして行きたいと予定しております。

2番目に、消費者等との定例懇談会を開催する。

3番目に、リスクコミュニケーションの効率的運営に資するためインターネットを活用したアンケート調査「安全・安心モニター調査」を実施する。

農林水産省でも平成 16 年から、モニター調査を実施しておりますが、安全全般に関する調査ということで毎年度実施しておりました。同様な調査は食品安全委員会、その他のところとでもおやりになっていらっしゃるということもございまして、農林水産省の方では、本年度から農林水産省の業務に反映、役立つような調査をしようということで、今のところ計画しております。

「2 情報の提供」は、消費者団体等を関係者が各地で行う勉強会へ積極的に参加するとともに、 特に地方農政局等においては地域のネットワークを活用して情報提供するということで、適宜、講 師、参加者として出掛けていきたいと考えております。

2番目に、本省、地方農政局、センター等のホームページを通じて関係者に情報提供するという ことで、更によいもの、見ていただく方々の立場に立った文章、表現ぶりにしていきたいなと思っ ております。

3番目、メールマガジン「食品安全エクスプレス」により、農林水産省をはじめ、食品安全委員会、厚生労働省の食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を提供するということで、これからも努力していきたいと思います。

「3 その他」関係機関と連携しながら、農林水産省としても頑張っていきたいと思います。 以上です。

○関澤座長 どうもありがとうございました。時間が 15 分しかなくなってしまったので、申し訳 ありませんが、具体的な今後の在り方について御意見をいただければと思います。

○唐木専門委員 先ほど多賀谷専門委員が前ぶれをやってくださいましたが、他府省庁との連携の 問題、食育の問題に絡んで、資料を準備したので、是非配っていただきたいと思います。

今年の3月31日に文部科学省が告示第64号というのを出しております。これは学校給食衛生管理基準というもので、かなり長いのですが、これは学校給食関係者にとってはバイブルみたいなものです。その中の一つの文にこういうものがございますので、今、お手元に行きますので読んでいただきたいのですが、有害もしくは不必要な着色料、保存料、漂白剤、発色剤、その他の食品添加物が添加された食品、または内容表示云々が明らかでない食品については、使用しないことというふうに書いてあります。

これは読み方が2つあります。

1つは、法律に違反した食品を使用してはいけないという一見当たり前の文章にも見えますが、 一般の方が読むと、有害もしくは不必要な食品添加物が添加された食品は使用しないこと。そうす ると、食品添加物を有害なのだというふうな読み方もできるということです。

これについては、有害な食品添加物というのは何なのか、これが規定していないわけです。

例えば食品衛生法 10 条違反の有害食品添加物なのか、あるいは 11 条違反の使用基準違反なのか。 これは規定していないということ。

それから、不必要な食品添加物というものについても、何を、どんな基準で不必要とするのかが 書いていないということです。

これを学校給食関係者が読んだらどう考えるのか。有害とか不必要というのは、当然そういうも

のは誰も現場では判断できません。ですから、食品を納入する業者に対して、有害なものは入っていませんね。不必要なものは入っていませんね。その証明書を出してくださいということになりかねない。

業者もそんなものは出せませんから、では、無添加・無農薬を持ってきなさいということになり かねないということになるわけです。

これについては一般の方々がこの告示を見て、意見をたくさん述べられているのですが、私の今の心配と同じで文部科学省が添加物を否定する告示を出したというふうにみんな取っているわけです。

ですから、正しい文章を出したと文部科学省は思っていらっしゃるのでしょうが、その読み方に よって非常に大きな誤解を与えるというのは、これは社会的な影響が大きい。ということで、私は 他府省庁との連携という中に、是非文部科学省を入れるべきだという、多賀谷専門委員と同じ意見 なのは、具体的にこういう例が出てきたということがあるわけです。

厚生労働省のリスクコミュニケーションの会でも、先ほど御紹介があったように、不適切な報道があったら直ちにこれに意見を言うというのを我々申し上げたのですが、このときにはメディアしか考えていなかった。ですから、まさか文部科学省がこういうことを言うとは思っていなかったので、その項目には入っていなかったのですが、まさに多府省庁との連携が非常に大事だという一つの例です。食品安全委員会も、厚生労働省、農林水産省も、こういったことについて、考えていただきたい。文部科学省は文部科学省なりの言い分があるのかもしれません。しかし、虚心坦懐に読むと、多くの人が文部科学省は添加物は悪いと言っていると取っているという事実があるわけです。この辺のところは是非訂正していただくように、是非文部科学省の担当者ともお話をいただきたい。これが1つの大きな具体的な例として、他府省庁との連携が必要な例になるだろうと思いまし

○関澤座長 貴重な御意見ありがとうございました。

たので御紹介させていただきました。

時間との関係で、できるだけ簡潔にそれぞれお願いしたいと思いますが、文部科学省との関係では、食品安全委員会は前から、副読本についての調査をおやりになっているということを聞いていたので、以前は省庁の壁があるためになかなか言えなかったようですが、食育基本法ができて、食品安全に関しては食品安全委員会が物を申すことができるようになったはずですが、誤認を与えるような教育内容、今のような告示のような例。それから教材等についても、食品安全委員会としてきちんとしたことを言っておかれるというのは非常に大事なことかと思われます。

○岡本専門委員 私はもっと全体的な話ですが、お願いします。

やはりリスクコミュニケーションをされるときには、先ほども出ていましたけれども、対象を考

えることが一番大事ではないかと思います。透明性を高めるからと言って、何でもかんでも出せばいいかと言えば、そういうわけではありません。何のためにその情報を出すのか。それによって相手にどんなことを求めるのか。それを考えて出されないと、情報がただ出てくるけれども、誰にもうまく受け取ってもらえていない、ということになりかねないのではないかと心配します。

2番目、パンフレットを出されるとあちらこちらで言っていらっしゃいますが、出した後どうやって受け取るかが問題ではないかと思います。

例えば農林水産省などだと「消費者の部屋」が本省・地方農政局それぞれにあって、そこではかなり自由に手に取って見ることができます。食品安全委員会のものも、農政局で見ることが多いです。

でも、厚生労働省のパンフレットなどというのはなかなか入手が難しいです。今まではロビーに あったパンフレットを見ることができました。しかし、最近、環境省と一緒になった入口のセキュ リティーが厳しくて、それすら見られなくなっている。入ることすらできない。誰に対しても門を 閉ざしているのかと思ってしまいます。

厚生労働省さんにちょっと提案なのです。メールマガジンが毎日送られてきますけれども、膨大なものが、分野がいっぱいに出てきます。「食品エクスプレス」のように毎日来るものです。これを、分野別にくくられると、かなり見やすくなってくるのではないかと思います。労働基準法の話も、食品安全な話も一緒に来てしまうので、その辺がすごく見にくいです。

中学生向けの小冊子をつくる御予定をしていらっしゃるというお話を聞きましたが、もし可能ならば、是非かかわらせていただきたいと思います。今は教育委員会で動いていることもありますし、中学生の子たちの指導などもさせていただいています。こんなことなら通じるのではないかということも多少なりともわかります。

少し外れるかもしれませんが、名古屋では来年、生物多様性の会議が開かれます。遺伝子組換え 関係の動きでは、カルタヘナ法などの会議があるはずなのですが、食品安全委員会として関られる つもりがおありなのか、ないのか。例えば市民運動の方で遺伝子組換えをやっていますというと反 対運動の人しか入っていらっしゃいませんので、その辺をどうされるのかなというのがちょっと疑 問というか心配しながら見ているところです。

以上です。

- ○関澤座長 幾つかありましたけれども、お答えできるところをお願いいたします。
- 〇小平リスクコミュニケーション官 1点目の対象そ考えるべきというのは、今、唐木専門委員の方に、情報提供のこちらのワーキンググループをやっていただいているのですが、5W1H をきちっと考えて出していくべきということもその中に出てきております。まさにそのとおりだと思って

おりまして、いかに我々の頭の中に常にそういうものを持っているかということだと思っています。 これは意を配してやっていきたいと思っています。

パンフレットの方は、我々は出先機関がありませんので、関係省庁のそういった出先機関とも連携するとか、あるいは消費生活センターなどに、資料を必ずお送りしたり、図書館等にお送りしていますが、できるだけ皆さんにアクセスのしやすいところにいかに送れるかということを考えていく必要があるかと思っております。

最後のところは、生物多様性の条約は、私どもの組織は直接絡んでいないと思っておりまして、 初めて聞かさせていただきましたので、そういう状況かなと思います。

私の方からは以上です。

○近藤専門委員 省庁連携の絡みなのですが、消費者庁が多分できるだろうということの中で、エレベーターやガスの事故と同じように食品の事故というのも同時に扱われて、いわゆる健康にとって安全かどうかというよりは、経済的損失、つまり嘘つき食品を買わされてしまったとか、そういうことが非常にテーマとして課題になってくると思います。

消費者庁の掲げている活動の中で、消費者の被害・救済・安全情報と同時に、消費者への啓発ということにも非常に力を入れていく、消費者教育についても活動の大きな柱としていくということも聞いておりますので、今ここで出たように、何をもって安全というのかという情報も、せっかく世の注目を集めている消費者庁でございますので、是非その観点でもしっかりと絡んでいただければと思いますので、既に御計画化等がおありでしたら、お聞かせいただければと思います。

○小平リスクコミュニケーション官 今の状況になってしまいます。現在、衆議院の方は、消費者 庁の関連法案が通りまして、そのあと参議院で議論が始まったところでございます。これはどうい うふうな形になるかという国会の審議を経て、実際的な枠組みをどうしていくかとか、細かいとこ ろの調整が始まると思いまして、まだ具体的な連携の方策等出ておりませんが、我々としましては、 消費者庁とも連携を強化しながら安全情報や、消費者の理解が進むような取組みが進められたらな と思っているところでございます。

○千葉専門委員 学校教育との連携ですけれども、学校では必ず定期健康診断というものをやっているわけです。そのときに食と健康ということをもう少し説明できると、低学年の生徒さんというのは、何で毎年こんな面倒くさいことをやらなければいけないのか。余り定期健康診断の意味を理解していないと思うので、そこのところを利用して学校教育との連携ができないかというのが1つです。

それから、子どもに対する食の安全の啓発を今度地方でやるということをおっしゃいましたけれ ども、これは非常にいいことだと思います。私は生まれてこの方ずっと東京にいたのですが、3年 前から、勤め先が栃木県大田原市というところになりまして、そんなに遠くはないのですけれども、 やはり情報の少なさ、不便さというのは非常に感じます。宇都宮に出るのも1時間以上かかります し、食品安全委員会が県で何かやるという、消費者が対象であっても、行政官などや食品メーカー などが大勢集まるというのは、機会のなさというのが1つの原因ではないかと思います。

- ○関澤座長 ありがとうございます。何かお答えすることはありますか。
- ○小平リスクコミュニケーション官 例えば、子どもさんとか、親を対象としたことをいろいろやりたいと思いますが、直接我々が集めるというのはなかなか難しいと思いますので、やはり自治体の方々と連携して、何かの機会にうまく乗ったり、連携してやっていくことが重要かなと思っておりまして、その辺をうまく考えていきたいと思っております。
- ○関澤座長 ありがとうございます。では、田近専門委員どうぞ。
- ○田近専門委員 以前食育を一生懸命やっていらっしゃる栄養士さんとか、教員の方とお話をした ことがあるのですが、そのとき先ほどお話の出た学習教材のことについてお聞きしましたら、送っ てきてくださったのが、文部科学省の発行のものでした。

皆さんがおっしゃるには、食育と急に騒がれているけれども、自分たちは昔からやってきている。 中央からコントロールされるのは、余り好まないというお話でした。でも、食生活学習教材は文部 科学省のものなのです。それ以外にも文部科学省という言葉はお話しする間に何度か出ました。

そういう意味から、文部科学省からの報道は影響が大きいのではないかと思います。

それは別として、消費者の中には、真面目に考えていらっしゃる人で安全性が絶対に確立しているのだから信じろというのではなくて、もっとほかの意見を聞きたいという意見が市町村にも、消費生活センターにも確実にあるそうです。

これは医療現場で、私たちがセカンドオピニオンを求めるのと似たような感情だと思っております。真面目に疑問に思っている人たちのエモーショナルな部分に、どう答えていくかも少し議論すべきではないかと思っております。

その中でこの間、これは効果的だなと思ったのは、サイエンスカフェで小泉委員がおっしゃっていた人体の消化吸収の仕組みですとか、体の解毒作用の仕組みとか、人体の基本的な科学的な知識を先ず教えることがその手助けになること、そのような場を子どもの時から与えるのがいいのではないかと思います。

○関澤座長 貴重な御意見をありがとうございました。他省庁との連携の面がかなり強調されていたと思いますけれども、今後の運営の問題については、今後のリスクコミュニケーション専門調査会の在り方について、何度も御提案させていただいているのですが、いつも時間切れになってしまうので、更に事務局と相談して次回にはきちんと御提案したいと思います。

従来いろいろな報告作成や各府省の御報告に対してコメントするという形で進んできていますが、それだけではリスクコミュニケーション専門調査会としての自主的な取組みが弱いのではないかと思っています。

1つの御提案としては、専門委員の間でリスクコミュニケーションについてある程度共通理解の 基礎ができた現時点で、クローン家畜由来食品などの実際に科学的なテーマに関してなどテーマを 選んで事前準備をした上で、この場で議論をしてみるとか、傍聴の方が何人もご出席ですが、傍聴 希望の方にあらかじめ御意見をいただいておいて、そのうちこの場で議論すべきものがあれば、取 り上げていくとか、そういった形でより参加性を高めるということも必要なのではないかと思いま す。

そういう意味で、リスクコミュニケーション専門調査会の在り方そのものも、たえず前進して、 改善していくべきではないかと思っております。今回時間がないので十分御議論できませんが、よ ろしくご検討をお願いしたいと思います。

少し付け加えさせていただきますと、私自身も食品安全委員会のホームページ等を拝見させていただきまして、食品安全の用語に関する理解度について、対象別にどのように理解しているかということを調査しています。消費者の方や食品業者の方、行政の方でそれぞれ違った見方があるということがわかっております。

食品安全モニターの役割は非常に重要なのですが、昨年 11 月のモニター対象の調査結果を見ますと、この5年間で、消費者と食品関連行政、あるいは専門家との認識のギャップが広がっているという調査結果が出ております。従来 70%~75%の方がギャップがあると感じていたが最近では90%~95%の方がギャップがあると感じておられるということで、むしろ逆に広がっているように一見見受けられるのですが、これはむしろ科学的な問題について消費者の方が関心を持つようになったという効果とも受け取れるのですが、よりきちんと分析して、これからどういうふうに取り組んでいくべきか。意見交換会などで消費者の参加が少ないというのは、例えば科学的ということを聞いただけで、私には関係ないと思ってしまう方もおられる面もあるのではないかと思います。今日は御出席いただいておりませんが、中谷内専門委員が本に書かれていますように、安全なのに安心できないということがかなり重要なテーマとなると思いますので、そういったことに対して、食品安全委員会としてどう考え、またリスクコミュニケーション専門調査会として取り上げていくかということも、私たちが設定した5つの課題のうち食育と国際協力についてまだ終わっていないと思いますが、それらをできるだけ早目にまとめていくということも併せて、是非考えていきたいと思います。

私自身が今回、徳島から東京近辺に戻ってまいりましたので、そういう作業班の会合についても、

是非御協力させていただきたいと思いますので、それぞれの食育や、国際協力の作業班長の皆さん とも是非お力を合わせてやらせていただきたいと思います。

○唐木専門委員 私も最初から申し上げていたのは、リスクコミュニケーション専門調査会というのは、我々自身がリスクコミュニケーションの現場に関わるべきだということをずっと申し上げてきたのですが、やはり報告を聞いて議論するだけで終わっていた。その後実際にリスクコミュニケーションをするのは難しいから、ではリスクコミュニケーションの現場になるべく委員は出ていって、実体験をしましょう。それもなかなか難しい。これはやはり大改善が必要だと思いますので、是非その方向で審議したいと思います。

○関澤座長 ほかにありますか。是非今日おっしゃりたいことがございましたら、では、阿南専門 委員どうぞ。

○阿南専門委員 運営計画についてですけれども、資料1-2の2ページに意見交換会の開催についての方向性が出されていますがこれについて。平成 20 年度の実施が先ほど報告されましたが、そこで見ますと、いかに消費者参加型で実施されるかということがポイントになると思います。先ほどの農薬のリスコミでは、事業者がとても多くて、全体の意見交換ですので、発言もしにくいわけです。消費者としての素朴な疑問も出しにくい。ですので、栃木県や大分県でやったようなグルーブワーク、本当はここが知りたいのよというのを引き出すような、そしてそれについてみんなで話し合っていくという方式を取り入れてやった方がいいと思います。

アンケートの話も出ましたが、実は開催の後のアンケートでは、満足度については聞いているのですが、具体的に何に満足したかというところは聞いていないのです。満足できなかったところだけをやけに細かく聞いているわけです。こうしたところも変えた方がいいと思います。

3ページに、情報の提供・相談等の実施とありますが、私はこの情報提供については、もう少し、 食品安全委員会の露出度を高めていってもらいたいと思います。今問題の豚インフルエンザに対し ても、食品安全委員会と厚生労働省と農林水産省が共同で、マスコミに集まってもらう場を設定し て説明を実施するとか、そういうことをちゃんとやってもらいたい。そうでないとマスコミもどこ から情報を得たらいいのかわかりにくいと思います。

豚インフルエンザについては、私もこの間、3者のホームページをチェックしているのですけれども、今のところとてもよくできているのは農林水産省のホームページです。食品安全委員会の場合は、今のところ厚生労働省のものを紹介しているだけです。

厚生労働省を見てみますと、今のところ事務連絡となっていまして、事務連絡の下に国民の皆様 冷静に行動しましょうと書いてあるわけです。これでは国民の不安に応えているとは言えないと思 いますので、改善を図る必要があると思います。 ついでのような意見で申し訳ありませんけれども、以上です。

○関澤座長 具体的な御提案ありがとうございます。

時間が5分ほど超過しておりますので、もし差し支えなければ、今日のところはこれで締めにさせていただこうかと思います。

大変長時間にわたりまして、活発な御議論をありがとうございました。

何か事務局からお知らせございますか。

- ○小平リスクコミュニケーション官 今、豚のインフルエンザのことが出ましたので、ちょっとだけお時間をいただいて、情報提供させていただきたいと思います。情報・緊急時対応課の酒井課長の方から説明いたします。
- ○酒井情報・緊急時対応課長 情報・緊急時対応課長の酒井でございます。

今、阿南専門委員からお話のあった件について、対応状況についてお話を申し上げます。

厚生労働省が WHO から情報を入手したのは、24 日の午後と聞いております。25 日の 13 時から 政府の関係省庁対策会議の幹事会を本府で開きました。そのときに私も参加をしておりまして、情 報共有と今後の水際対策について議論をしております。

戻りましてから、15 時 5 分に、阿南専門委員には不評のホームページを出しております。対策会議で配付されたものであり最新のものですし、冷静に分析してあるということと、豚肉を食べても大丈夫ですかという、CDC の Q&A が付いておりましたので、直ちに情報提供することが重要だと認識してアップをいたしました。

昨日もいろいろ動きがありましたが、情報収集を図りながら、食品安全委員会でどういうコメントを出していくべきか検討しているところでございます。

本日午後2時からウイルス・微生物の専門調査会がございますので、私どもが考えている案をそこでお諮りをして、国民に冷静に対応していただくための情報提供をしたいと考えておりますので、 その対応を見守っていただきたいと思います。

情報という面では、従来、関係府省等への情報提供は週報という形でやっておりましたが、世の中いろいろ動くということがありまして、日報という形で4月から情報提供を始めております。その中で22日のロイターに豚のインフルエンザに関する小さい記事、北米でそれらしいものが発生しているようだという趣旨の記事がありましたので、それは日報に掲載して、事務局内で情報共有するとともに関係府省と連携を取った形で対応しているところでございます。

これらの対応について、アドバイスなり、今後発信する情報についての御意見なりがありました ら、是非お願いしたいと思います。ありがとうございます。

○関澤座長 追加的にもしございましたら、事務局に直接、あるいは私に直接おっしゃっていただ

ければと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

○角田勧告広報課長 もう一点お願いがございまして、資料の一番下に「メールマガジン登録会員 募集」というお知らせのチラシをお配りしております。21年度の運営計画にも、メールマガジンの 会員募集など利用者の拡大に向けた取組みを積極的に進めるとされているところでございます。

つきましては、専門委員の先生方でメールマガジンをまだ御登録されていない方がいらっしゃいましたら、これを機会に是非御登録をお願いいたします。

また、このお知らせのチラシを活用しまして、勤務先の方や御友人など知り合いの方にメールマガジンの登録を薦めていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○関澤座長 それでは、先ほど申し上げましたけれども、活発な御議論と、お忙しい中のお時間を ちょうだいいたしまして、大変ありがとうございました。

次回の開催については連絡があると思いますので、よろしくお願いいたします。